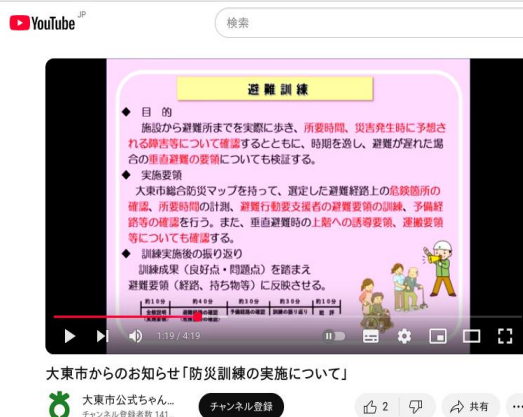


■避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の避難訓練の支援等

- 令和3年5月、水防法等の改正に伴い浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難訓練の実施及び市への訓練結果報告の提出が義務となった。
- 市は、避難訓練の種類や実施要領及び訓練報告書の作成要領等の動画を作成して解説
- 訓練未実施施設に対し、メールや電話等で訓練の実施を促す。
- 訓練の企画及び訓練支援を希望する施設に対して 危機管理室で訓練支援を実施

【広報動画(YouTubeの作成)】

- 動画の内容
 - ・ 避難訓練の種類及び企画要領の解説
 - ・ 訓練報告書の作成要領
- ※訓練のやり方や報告の書き方がわからないという意見が多かったため



【訓練支援】

- 施設名
わかたけ子ども園
- 訓練形式
図上訓練(避難確保計画の検証)
- 訓練要領
水害シナリオに応じた災害状況を付与して、避難確保計画どおりに行動できるかを施設の主な職員(班長)と検証



【効果】

- 訓練目的に応じ、実施要領によっては輕易に避難訓練が実施できることが浸透
- 各事業所と顔の見える関係が構築(訓練支援等)

【課題】

- 危機管理室の訓練支援能力に限界あり(職員の不足等)